

蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）
策定に向けての提言

平成25年11月11日

蕨市男女共同参画推進委員会

趣 旨

蕨市では、平成15年6月1日に、蕨市の独自性、地域性を盛り込んだ「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」が施行され、条例に基づいた計画として、平成16年に「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」が策定されました。平成21年には、後期計画として見直しが行われ、男女共同参画社会の実現に向けた各施策が、総合的かつ計画的に推進されているところです。また、平成24年には、「DV防止法」の一部改正を受け、「男女共同参画パートナーシッププラン」から独立した下位の分野別計画として「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」も策定され、総合的なDV対策を進めております。

しかし、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」の重要施策の指標における目標水準の達成割合は26%と低く、また、「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」で謳われ、プランにも掲載されている「男女共同参画推進員」の設置や審議会等における女性委員の割合の目標（40%）の達成など、今後も引き続き取り組んでいかなければならない課題が残されております。

このような状況から、新しいプランの策定に向けて、特に留意していただきたい事項について、提言することとしました。

経 緯

蕨市では、平成3年に男女平等行動計画を策定し、審議会への女性委員の登用や女性白書の刊行、女性人材リストの作成等を行い、着実に男女平等施策を進めてきました。また、平成11年施行した国の男女共同参画基本法や、平成13年施行の埼玉県男女共同参画推進条例の制定を受け、平成15年には蕨市男女共同参画パートナーシップ条例を施行しました。この条例は「市民にわかりやすく」、「地域で男女共同参画をすすめる」という点を重点におき、国の法や県の条例とともに蕨市の独自性をもって、男女共同参画をすすめる礎となっています。

さらに、この条例をもとに平成16年に「男女共同参画パートナーシッププラン」を策定、平成21年には後期計画を策定しました。また、平成24年には、「DV防止法」の一部改正により、市町村の基本計画が努力義務となったことを受け、「男女共同参画パートナーシッププラン」から独立した下位の分野別計画として「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定しました。

一方、市民活動においては平成2年に市内の女性リーダーが一堂に会して男女平等フォーラムを開催したことをきっかけに、平成4年男女平等推進市民会議が発足し、主体的に市などとも連携しながら啓発活動を展開し、早い段階から市民と行政の協働による男女共同参画推進が図られてきました。

また、住民自らが積極的に地域での男女共同参画を進めていくことの意義が大きいことから、市は平成15年から男女共同参画モデル推進地区を指定し、これまでに中央地区、塚越地区、錦町地区、南町地区においてアンケート調査や学習会、講演会など様々な啓発活動を行ってきました。平成21年には、男女平等推進市民会議との共催で「女性議会」を開催するなど、一層の充実を図っています。

現 状

平成25年に行われた「蕨市男女共同参画市民意識調査」の結果を見ると、固定的な性別役割分担意識や社会慣行、様々な分野での男女間格差は依然根強く残っていることが分かります。例えば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に「反対」「どちらかといえば反対」という固定的性別役割分担を否定する人の割合は39.9%（女性44.6%、男性31.8%）と、5年前の調査44.4%と比べて後退しています。男女の平等感についても、「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「政治の場」「地域活動の場」「法律や制度の上」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」の8つの分野のうち、「学校教育の場」を除く他の分野は、「平等」よりも「男性の方が優遇」されていると回答した人の方が多く、特に、「家庭生活」「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」の分野では、全体の半数以上の人々が「男性の方が優遇」と答えました。また、5年前の前回調査よりも「平等」と回答した人が全ての分野で下回っており、依然として男女平等でない現実があると思われます。このように、市民の意識の上での男女共同参画はあまり進んでいないということになります。

また、審議会等における女性委員の割合についても、平成7年から平成16年までは毎年上昇し、県内でもトップクラス（2位）でしたが、その後は上昇が止まり、県内順位も6位と下降しています。

提 言

1. 重点施策について

提言 1

次の3つの施策を、新プランの重点施策としていただきたい。

- ① あらゆる暴力の防止と被害者への支援
- ② ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③ 地域における男女共同参画の推進

(理由) ①DV相談やストーカー・性犯罪被害などが増加していることから、現行プランに引き続き、暴力の根絶に向けた施策に力を入れていただきたい。DVをはじめとする暴力の被害者は、その多くが女性であることから、女性被害者への支援が中心になるが、わずかではあるが男性の被害者もいることから、男性被害者への支援についても考慮しなければならない。よって、性別を女性と限定せず、「あらゆる暴力」に対して、暴力の防止とともに、被害者への支援を行っていただきたい。

② ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性に対する仕事と家事育児の両立支援という視点ではなく、男女がともに協力して豊かな人生を送るための支援という視点で考えていただきたい。男性の長時間労働の解消や女性の家事、育児、介護等の過重負担の改善により、男女が生活(家事・育児・介護等)の部分をとともに担うことができ、仕事にも同じように取り組むことができる。それにより女性のエンパワーメントを促進し、政策・方針決定過程等への女性の登用も進むことが考えられる。このような観点からも、ワーク・ライフ・バランスの推進に力を入れて取り組んでいただきたい。

③ 地域では、依然、昔ながらの慣習やしきたりが残っており、団体の長や役員には男性が多く、雑用などの実働は女性が多いという現状がある。このような固定的性別役割分担をなくし、地域における男女共同参画を推進するとともに、男女がともに地域活動に参加できるように、積極的に取り組んでいただきたい。

2. 推進について

提言 2

蕨市の総合的な計画（「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン：平成26年度～）における、この新プランの位置づけを明確に表記していただきたい。

（理由）平成26年度からの蕨市の新しい計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン推進のための様々な分野別計画の一つが、この男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）であるということが分かるよう明記していただきたい。

提言 3

新プランを確実にかつ計画的に実行するために、施策の優先度の順番を付けるとともに、短期・中期・長期の実行計画を立てていただきたい。

（理由）このようなプランは、優先順位や緩急軽重をきちんと設定し、実行していくことが重要である。新プランは、シンプルかつ実現性の高いものにするということであるから、ぜひ、優先順位や短・中・長期の計画を立て、推進していただきたい。

3. 男女共同参画に向けた意識改革について

提言 4

男性の家庭生活への参画促進について、子育て世代の男性だけでなく、高齢者世代の男性も対象としていただきたい。

(理由) 家庭生活への参画は、子育て中の男性だけでなく、高齢者世代にも重要なことである。料理や洗濯、買い物などができ自立した生活を送れるということは、介護予防の観点からも非常に大切である。これからの10年は、65歳以上の高齢者がますます増加するため、必要性はより高まると思われる。高齢者男性の生活自立支援講座なども事業として積極的に取り組んでいただきたい。

提言 5

男女共同参画や子育て等の情報提供にあたり、市のホームページを積極的に活用し、今以上に分かりやすく親しみやすい情報提供を図っていただきたい。

(理由) 男女共同参画や子育て等の情報提供については、若い人がアクセスしやすいよう、紙媒体だけでなく、市のホームページを積極的に活用し、より分かりやすく親しみやすい情報の提供に努めていただきたい。

提言 6

男女共同参画に関する学習機会の充実を図るため、市民に対して積極的に学習機会の情報を提供していただきたい。

(理由) 男女共同参画に関する学習については、生涯学習出前講座の中に男女共同参画に関するメニューが3種類用意されているとのことだが、あまり周知が図られていないように思う。市民団体がこれを利用し、男女共同参画の学習が数多く実施されるよう、市は学習機会情報の提供を積極的に行っていただきたい。

4. 男女共同参画の環境づくりについて

提言 7 子育て支援センターの増設を図っていただきたい。

(理由) 現在、市内3か所の子育て支援センターは、就業の有無に関わらず、子育て中の母親・父親が誰でも利用でき、育児相談や親子同士の交流も図れる施設となっている。子育てで大変な時期の父母にとって子育て支援センターの存在は大変重要であるため、増設について前向きに検討していただきたい。

提言 8 留守家庭児童指導室の増設および内容の充実を図っていただきたい。

(理由) 小学生（高学年を除く）の子どもを持つ夫婦共働きの家庭にとって、家庭と仕事を両立させるためには、放課後や長期休業日に子どもが安心して過ごせる場所が必要である。蕨市では、定員を超える留守家庭児童指導室も多いことから、内容の充実はもとより、増設についても積極的に検討していただきたい。

提言 9

仕事と家庭の両立のための子育て支援については、男女共同参画市民意識調査の統計データだけでなく、子育て中の母親をはじめとした市民の生の声を聞き、新プランに反映させていただきたい。

(理由) 例えば「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担に賛成する人が、特に若い人で増えているという国のデータが出ていることについて、実際に子育て真っ最中の人に積極的に聴取するなどして、市民の生の声を新プラン策定に活かしていただきたい。

提言 10

男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図るために、働きながら介護をする人への支援についても、新プランに入れていただきたい。

(理由) 高齢化社会がこれからも進展していくことを考えると、介護に携わる人は今後、増加の一途をたどることが予想される。働きながらの介護は非常に苦勞が多く、就労継続を諦める人もいるという。男女がワーク・ライフ・バランスを図りながら、介護に上手に関わるための支援について、取り組んでいただきたい。

提言 11

事業所における男女共同参画の推進については、蕨市商工会議所と連携を図りながら、積極的に取り組んでいただきたい。

(理由) 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例では、事業者の責務を定め、男女が共同して参画できる体制づくりや市の施策への協力を謳うとともに、現行プランにおいても事業所に向けた各種取り組みを掲載しているが、どれも具体的・積極的な取り組みではないように思う。新プランでは、事業所における男女共同参画の推進に確実に取り組んでいただけるよう、積極的に蕨市商工会議所等と連携していただきたい。特に「ウーマノミクス」や「ワーク・ライフ・バランス」、「ポジティブ・アクション」等の周知や理解について、蕨市商工会議所と連携して、市内事業者に向けた講座や研修を行ってほしい。

提言 12

男性の地域活動への参加促進に積極的に取り組んでいただきたい。

(理由) 男性は仕事中心の生活を送っているため、地域活動への参加が女性に比べて少ない現状にある。特に定年退職後の男性は、今まで地域とのつながりがなかったために、時間ができても地域活動へ参加する人は少ない。中には、家に引きこもりがちになる人もおり、夫婦関係の悪化や健康不安、さらには孤立死などという問題も生じている。そこで、子育て支援や地域の子どもたちとの関わり、高齢者の見守り等、地域の力が必要な様々な課題に男性が関わり、活躍できるよう、男性の地域活動への参加促進に取り組んでいただきたい。

提言 13

コミュニティ委員会委員および蕨市男女平等推進市民会議の会員を「男女共同参画推進員」としてはどうか。

(理由) 地域で男女共同参画を推進するための男女共同参画推進員は、平成15年施行の蕨市男女共同参画パートナーシップ条例に規定され、現行プランに掲載されているにもかかわらず、いまだその取り組みが行われていない。新しいプランでは、男女共同参画推進員による男女共同参画の推進が確実に実行できるよう、モデル地域の指定を受けて地域での男女共同参画推進を進めてきたコミュニティ委員会委員と、長年蕨市の男女平等・男女共同参画を牽引している蕨市男女平等推進市民会議の会員を男女共同参画推進員としたらどうか。

男女共同参画推進委員会活動記録

期 日	内 容	備 考
平成24年7月11日	第1回 男女共同参画推進委員会	プランの策定スケジュールについて
平成25年3月26日	第2回 男女共同参画推進委員会	事業進捗状況について 市民意識調査票について
7月22日	第1回 男女共同参画推進委員会	市民意識調査結果報告 職員意識調査結果報告
9月27日	第2回 男女共同参画推進委員会	プラン素案について
11月 1日	第3回 男女共同参画推進委員会	プラン策定に向けた提言 について
11月11日	提言	

委員長	上 野 梢
職務代理	足 立 明 美
委員	大 石 圭 子
	田 村 明 人
	石 井 雅 江
	本 坊 ミナ子
	芳 野 昇
	荒 木 真 澄
	杉 山 節 子
	箕 輪 晴 助